

## 北海道生物多様性保全計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（概要）

## 1 趣旨

生物多様性保全計画（以下「計画」）について、計画期間の概ね10年を経過したことに加え、次期生物多様性国家戦略策定の動きなどの情勢の変化を踏まえた計画の見直しに向け、平成26年に行った点検・評価後の計画に掲げた施策の実施状況や、各目標・基本方針の進捗について令和3年度に点検・評価を実施した。

## 2 点検・評価の流れ

計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する2つの目標と、その目標を達成するための基本方針を設定しており、この基本方針を受け、実施方針を示し、具体的な取組を示している。これらの取組について、実施状況を概括したうえで、各目標及び基本方針の進捗状況の評価、課題の整理を行うとともに、まとめとして、全体的な評価結果とそこから考えられる計画の今後の方向性を提示した。

## 3 全体的な評価結果

## ア 施策別実施方針との関係

8つの生態系別としての18項目、重点地域の保全施策としての3項目、横断的・基盤的施策としての11項目について、関連指標群の動向からも進展が見られるものもある一方、減退が見られたり進んでいない取組もあり、さらなる取組の強化や、明らかに不足している取組を推進する必要がある。

## イ 目標との関係

北海道の生物多様性について、現時点で差し迫る顕著な危機は確認されていないが、道内すべての地域で特色ある生態系や動植物が保全され、それぞれの生態系構成要素が持続可能な形で利用がされているとは言えない状況にあるため、計画期間において達成したとはいえないと評価する。

## 4 今後の方向性

## ア 健全な生態系の維持・回復

- ・ 法令に基づく保護地域の保全と持続可能な利用を強化するとともに、保護地域以外の生物多様性の保全に貢献している地域（OECM）の認定など新たな制度を活用し、生態系やその構成要素を保全する範囲を拡大するなど充実を図る。
- ・ 多様な機能を有する自然環境を活用した社会資本整備（グリーンインフラ）による土地利用や、希少な野生生物の生息・生育環境の保全を進めるとともに、多くの主体が関わることで自然の豊かな恵みを引き出すことを想定し、森・里・川・海の連続的な生態系のネットワーク化を図る。

## イ 自然の恵みの持続可能な利用

- ・ 自然環境を暮らしや社会・経済活動の基盤として見つめ直し、そこから得られる恵み（生態系サービス）や、自然との関わりを通じた知識や伝統文化の維持・継承を図り、生物多様性の保全を通じ、自然が尊重される社会を目指す。
- ・ 地域課題の解決を見据えた、地域の自然資源や生態系機能の持続可能な形での利用を推進することで、適切な土地利用・管理が促され、都市部や農地を含めた生態系全体の健全性を回復させる。

## ウ 生物多様性の社会の浸透

- ・ 生物多様性の認知度が低い現状にあることに鑑み、体験学習や自然とのふれあい等を通じて生物多様性の保全と持続的な利用の重要性について理解促進に向けて取り組む。
- ・ 企業における事業活動においては、生物多様性の劣化が、これまで得られた生態系サービスを失う経済的損失であることを認識し、サプライチェーンを含めた経営活動全体において、持続可能性に配慮された原材料使用や生産工程採用、自然への依存度の定量化など、自然を優先する取組を支援する。
- ・ また、生物多様性の劣化から再生へと転換するため、自然の恵みや自然との共生といった、一人一人の生活との結びつきを理解し、行動に繋がるよう取組を推進する。
- ・ さらに、道内のくらしが、他の都府県や海外の生物多様性にも支えられていることを認識することで、個人の消費行動が、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮されたものとなるよう、行動変容を促す。

## エ 気候変動対策との相乗効果

- ・ 気候変動による生物多様性への影響が徐々に顕在化していることから、地球温暖化の緩和策と適応策に関する取組と生物多様性保全の取組との連携を強化する。
- ・ 特に 2050 年までのカーボンニュートラル実現に向け大きな動きがあるエネルギー分野のうち再生可能エネルギーの導入においては、生物多様性の保全と両立やバランスを図る必要があるほか、防災分野では、状況に応じ生態系を活用した防災・減災を取り入れることが、地域のこれまでの自然との関わりなどを勘案し選択肢とすべき場合があり得る。
- ・ 道内でも大きな面積を占める森林、湿原や、藻場干潟といった沿岸生態系などの自然環境は、多くの二酸化炭素を吸収するとともに、炭素を固定する機能があることから、これらを含む保護地域の拡大により緩和策を推進するほか、その拡大が将来予想される気候変動に野生生物が分布を変えていく際の適応策にもなる等、生物多様性保全と地球温暖化の緩和策、適応策との相乗効果を生み出す取組推進を図る。